

1 民事訴訟法特論講義

関西大学法学部教授

栗田 隆

第8回 (目次)

- 上訴概論
- 控訴(1)

2 上訴制度

- 裁判に不満のある当事者が上級裁判所に対してする不服申立てを上訴という。
- 経験の富んだ裁判官を上級裁判所に集めるといふ裁判所の階層構造と一体となった上訴制度が設けられている。
- 上訴制度の目的
 1. 下級裁判所の誤った裁判から当事者を救済すること
 2. 法令解釈の統一を最高裁判所により図ること

3 上訴の対象(1)

- 判決
 1. 控訴(281条) 地方裁判所または簡易裁判所が第一審として下す判決に対する上訴である。事実審理もする。
 2. 上告(311条) 上告審(法律審)への上訴である。主として控訴審判決が対象となる。例外的に、高等裁判所が第一審裁判所として下す判決に対する上訴も、上告である。
 3. 特別上告(327条) 高等裁判所が上告審としてなす判決に対する上訴である

4 上訴の対象(2)

- 決定または命令
 1. 抗告(328条) 決定・命令に対する上訴である。最高裁判所への抗告は許されない(裁判7条2項)。
 2. 再抗告(330条) 抗告審の決定に対する上訴である。最高裁判所への再抗告は許されない(裁判7条2項)。
 3. 特別抗告 一般規定に従えば最高裁判所への抗告が認められない場合に、憲法違反を理由に例外的に認められる最高裁判所への抗告である(336条、裁判7条2項)。
 4. 許可抗告 高等裁判所の判例が不統一となっている場合等に例外的に認められる最高裁判所への抗告である(337条、裁判7条2項)。

5 異議

- 問題となっている裁判がなされた事件が係属して裁判所に対する不服申立てである。例
 1. 手形訴訟における異議(357条。手形訴訟では審理方法が制限されているので、上訴の前に判決をした裁判所が通常の訴訟手続によりもう一度審理・判決する)
 2. 少額訴訟の終局判決に対する異議(378条)
 3. 訴訟指揮等に対する異議(150条)

6 通常の不服申立てと非常の不服申立て

- 通常の不服申立て 判決の確定を遮断する効果のある不服申立てである(116条に挙げられている不服申立方法)。
- 非常の不服申立て 判決の確定を遮断する効果を有しない不服申立てである。
 1. 再審の訴えが代表例である。
 2. 特別上告(327条1項)も、確定遮断の効力がないので(116条1項カッコ書参照)、非常の不服申立てである。

7 控 訴

- 控訴は、第一審の終局判決に対する不服申立である。
- 対象となるのは、簡易裁判所または地方裁判所が第一審としてする判決である（281条1項）。
 1. 高等裁判所が第一審としてする判決に対する上訴は、最高裁判所への上告となる（裁判所法7条1号）。
 2. 飛越上告の合意を当事者がしている場合には、第一審判決に対して控訴はできず、上告のみが可能となる（281条1項但書）。

8 控訴権

- 当事者が原判決の変更を求めるために控訴審手続の開始を求めることができることを、当事者の権利と見て、控訴権という。
 1. 控訴権は、原判決が言渡しにより効力を生ずると共に生ずる（285条但書参照）。
 2. 控訴権は、控訴期間の徒過により消滅する（285条本文）。
- 控訴権を有しない者の控訴は、不適法なものとして却下される。

9 控訴の利益（不服申立の利益）

- 第一審判決が変更されることについて当事者が有する利益を控訴の利益という。
- 控訴の利益を有しない者は、控訴権を有しない。

10 控訴の利益の有無の判断基準

11 形式的不服説

- 当事者が第一審で求めた判決内容と第一審判決の内容とを比較して、後者が前者に満たない場合に控訴の利益を肯定する見解である。
- 第一審で求めた通りの判決を与えられた当事者（全面勝訴の当事者）がそれより有利な判決を求めて上訴を提起することは、認められない。
- 例外 第一審判決が確定するとその効力により別訴で請求できなくなる利益が存在する場合に、当該利益を得るために上訴することは、例外的に認められている
 1. 黙示の一部請求を認容する判決により残部請求が遮断されることを前提にして、原告が残部請求を求めて上訴する場合
 2. 人訴法25条により別訴が禁止される場合

12 新実質的不服説

- 上訴以外の方法では得ることのできない利益が存在する場合（上訴以外の方法では回避することのできない不利益が存在する場合）に上訴の利益を認める見解である。
- 例
 1. 黙示の一部請求を全部認容された原告は、第一審判決が確定すると残部請求を遮断されるから、追加請求のための上訴ができる。
 2. 離婚判決を得た原告は、控訴により判決の確定を遮断し、控訴審の口頭弁論期日において請求を放棄するために控訴することができる（266条、人訴37条1項参照）。

13 控訴の利益の生ずる事項

- 控訴の利益は、判決の効力の生ずる事項についてのみ生ずる。
- 相殺の抗弁についての判断は既判力を有するので（114条2項）、控訴の利益を基礎づける。

14 設問

15 控訴権の放棄（284条）

- 第一審判決の言渡後であれば、各当事者は自己の控訴権を放棄できる。
- 第一審判決言渡前に、将来生ずる控訴権を予め放棄することは許されない。その判決により自己の受ける不利益を正確に判断できず、危険だからである。
- 控訴権放棄の方式につき、規則173条参照。

16 不控訴の合意

- 民事訴訟法は、判決言渡後の控訴権放棄および飛越上告の合意を明示的に認めているにすぎないが、不控訴の合意も許される。処分権主義の発現である。
- 判決言渡前においては、当事者の平等を害しない不控訴の合意のみが許される。

17 整理(空白を埋めてください)

18 控訴の提起の時期

- 控訴の提起は、判決言渡後であれば、判決送達前でもできる。
- 判決言渡前の控訴提起は許されない。なぜか?理由を付けてみよう。

19 控訴状の提出先と必要的記載事項

- 控訴の提起は、控訴状を第一審裁判所に提出してする(286条)。
- 控訴状には、286条2項所定の事項を記載する。
- 控訴審における審理裁判の範囲を特定する具体的な不服申立(296条・304条)、およびその理由(攻撃防御方法)は必要的記載事項ではない。攻撃防御方法が記載されている控訴状は、準備書面を兼ねる(規175条)。
- 控訴状に原判決の取消し又は変更を求める具体的な事由がないときは、控訴提起後50日以内にその事由を記載した書面(控訴理由書)を控訴裁判所に提出しなければならない(規182条)。

20 控訴状の必要的記載事項の例

21 形式的意味での控訴と

実質的意味での控訴

- 控訴提起は、控訴状の必要的記載事項の点から見る限り、原判決のどの部分について取消を求めるかを明示する必要のない形式的な申立であり、これにより判決確定遮断の効果と移審の効果が生ずる。この意味での控訴を「形式的意味での控訴」と呼ぶことにする。
- 控訴審における審理・裁判の対象は、口頭弁論期日においてなされる原判決変更の申立により特定される(296条)。この取消申立をも含んだ意味で控訴の語が用いられる場合もある(例えば、302条の控訴棄却)。この意味での控訴を「実質的意味での控訴」と呼ぶことにする。

22 第一審裁判所による審査(287条)

- 第一審裁判所は、控訴要件について審査し、補正不能な不備があることが明らかの場合には、決定により控訴を却下する。
- なお、控訴状の審査・補正命令の権限は、第一審裁判所にはない(上告の場合に関する314条2項に対応する規定がないことに注意)。
- 控訴却下の決定がなされる場合を除き、第一審の裁判所書記官は、控訴状を事件記録と共に控訴審の裁判所書記官に送付する(規174条)。

23 控訴審の裁判長による控訴状の審査(288条)

- 次の場合には、控訴裁判所の裁判長が相当の期間を定めて補正を命じ、期間内に補正がなければ控訴状を却下する。この却下決定に対しては即時抗告をなすことができる(288条・137条)。
 1. 控訴状に必要的記載事項(286条2項)が記載されていない場合
 2. 控訴提起の手数料の納付がない場合
- 審査をパスすると、控訴状は被控訴人に送達される(289条)。

24 設問

次の場合には、誰がどのように措置するのか

- 6月5日に原告に送達された請求棄却判決に対して原告が6月25日に控訴状を第一審裁判所に提出した場合。
- 6月5日に被告に送達された請求棄却判決に対して、被告が6月10日に控訴状を第一審裁判所に提出した場合。
- 控訴状に被控訴人の氏名が記載されていない場合。